

議案第73号

川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定についての市長の専決
処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

平成21年6月5日提出

川崎市長 阿部孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について次のとおり専決処分する。

平成21年 3 月 3 0 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

管理を行わせる 施設の名称及び 所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市男女共同 参画センター 川崎市高津区溝 口2丁目20番1 号	東京都中央区 日本橋室町2 丁目3番14号 古河ビル3階	TEPCOパブリックサー ビス 代表者 株式会社キャリアライズ 代表取締役社長 遠藤卓実 構成員 東電不動産株式会社 代表取締役社長 大久保秀幸 構成員 東電広告株式会社 代表取締役社長 古澤英明	平成21年4月1日 から 平成23年3月31日 まで

理 由

川崎市男女共同参画センターの指定管理者であるTEPCOパブリックサービスの構成員である東新ビルディング株式会社が、平成21年4月1日に東電不動産株式会社に吸収合併されることに伴い、構成員が変更となることから、平成21年3月31日までに指定管理者を再度指定する必要性が生じたため

参考資料

TEPCOパブリックサービスの概要

代表者	株式会社キャリアライズ
設立	平成12年6月
資本の額	2億円
従業員数	107名
目的	次の事業等を営むことを目的とする。 (1) 一般労働者派遣事業 (2) 有料職業紹介事業 (3) 給与計算、経理事務の受託業務 (4) 経営及び労務コンサルタント業務 (5) 受付・案内、電話受付の受託業務 (6) 展示会・催し物・イベントの企画、運営 (7) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
事業実績	(1) 一般労働者派遣事業 (2) 有料職業紹介事業 (3) 再就職支援事業 (4) 人材コンサルティング
構成員	東電不動産株式会社
設立	昭和30年4月
資本の額	30億2,000万円
従業員数	407名

- 目 的 次の事業等を営むことを目的とする。
- (1) 土地建物の管理、売買、賃貸借およびその仲介
 - (2) 不動産の鑑定、修繕、警備および清掃
 - (3) 土地の造成、土木建築工事の請負、設計および監理
 - (4) 建築資材、建具・家具・什器等住宅設備機器の販売
 - (5) ホテル、その他宿泊施設、公衆浴場、釣堀の経営
 - (6) ビデオテープ、CD、ゲーム機器のレンタルおよび販売
 - (7) 展示場、会議施設、ホール等の賃貸、管理および運営
 - (8) 情報記録類の保管、管理およびコンサルテーション

- 事業実績
- (1) 不動産仲介事業
 - (2) 土地建物管理事業
 - (3) 熱供給事業
 - (4) ビデオ等レンタル事業

構 成 員 東電広告株式会社

設 立 昭和6年10月

資本の額 2,000万円

従業員数 529名

- 目 的 次の事業等を営むことを目的とする。
- (1) 東京電力株式会社の所有する配電線路の電柱及び配電塔を
媒体とする広告の請負
 - (2) 東京電力株式会社の所有する配電線路の電柱及び配電塔等
の資産の保守管理に関する受託業務
 - (3) 総合広告の企画、設計、制作及び店舗設計施工、インテリア
デザイン、ディスプレイの請負

(4) 展示場、ショールーム等の運営、管理

事業実績

(1) 電柱広告事業

(2) アド・サービス事業

(3) 函面情報管理事業